明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○内閣府設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき平成二十四年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件
（**内閣府・復興庁・総務**１）　1

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示
（**財務**三七五～三七八、三八一、三八二）　10

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示
（**同**三七九）　11

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示
（**同**三八〇）　14

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
（**同**三八三～三八九）　14

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
（**同**三九〇～三九二）　110

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**三九三）　111

○低騒音型建設機械の指定に関する件
（**国土交通**１４１３）　113

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**１４１４）　113

○排出ガス対策型原動機の認定に関する件（**同**１４１５）　113

〔公　告〕

諸事項

裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　114

特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人産業技術総合研究所関係　90

地方公共団体
行旅死亡人関係　91

会社その他

会社決算公告　92

告　示

内閣府
復興庁告示第１号
総務省

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十七条第二項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第二十条第二項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十五条第二項の規定に基づき、平成二十四年十月一日現在の行政機関の組織を次のとおり告示する。

平成二十四年十一月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　樽床　伸二

Ⅰ内閣府
内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
内閣官房副長官３
内閣府副大臣３（復興副大臣の職を兼ねる副大臣を除く。このほか、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。）
内閣府大臣政務官３（このほか、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。）
事務次官

１本府
内閣府審議官２

A内部部局
大臣官房［官房長、総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官、審議官18（併任の者を除く。うち２は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。）、参事官９（併任の者を除く。うち３は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。）、総務課、人事課、会計課、企画調整課、政策評価広報課、公文書管理課、政府広報室、厚生管理官］
政策統括官７［参事官40（併任の者を除く。）］
賞勲局［総務課、審査官３］
男女共同参画局［総務課、調査課、推進課］
沖縄振興局［総務課、参事官４］

B重要政策に関する会議
経済財政諮問会議
総合科学技術会議
中央防災会議
男女共同参画会議

C審議会等
宇宙政策委員会
民間資金等活用事業推進委員会
官民競争入札等監理委員会
事務局
食品安全委員会
事務局
独立行政法人評価委員会
公文書管理委員会
障害者政策委員会
原子力委員会
地方制度調査会
選挙制度審議会
衆議院議員選挙区画定審議会
国会等移転審議会
事務局
統計委員会
情報公開・個人情報保護審査会
事務局
公益認定等委員会
事務局
再就職等監視委員会
事務局
消費者委員会
事務局
沖縄振興審議会

D施設等機関
経済社会総合研究所
迎賓館

E特別の機関
北方対策本部
北方対策副本部長
金融危機対応会議
民間資金等活用事業推進会議
子ども・若者育成支援推進本部
食育推進会議